

2015年水道水源の保全に関する要請について（回答）

■ 提出者：自治労鳥取県本部 全水道中国地方本部 全水道山陰地区本部

■ 受付日：平成27年8月11日

■ 回答日：平成27年9月4日

1 汚染物質を排出しないよう、工場、事業所の排水規制と監視体制を強化し、排水設備の充実をはからせるとともに積極的な支援を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

工場・事業所の排水は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき県が監視しています。排水設備については、同法に規定する排水基準に適合させるための必要な設備を各工場・事業所において整備すべきものと考えます。

2 水源上流域での開発行為の規制及び一般・産業廃棄物の不法投棄・適正処理への監視体制の強化を図ること。また、河川における内分泌かく乱化学物質などの有害化学物質の調査を強化して公表し、対策を明らかにすること。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

水源上流域での開発行為については、それぞれ適用となる法律に基づき、適正に対応しているところで

す。不法投棄については、水源上流域に限らず市内全域でパトロールの実施、監視カメラ・啓発看板の設置等により、不法投棄の未然防止を図っております。また、不法投棄を確認した場合は、速やかに投棄物を処分するなどの対策を講じて再発防止に努めます。

河川に係る有害化学物質については、水質汚濁防止法に基づき県が作成した測定計画に沿って水質検査を行っております。

また、内分泌かく乱化学物質などの有害化学物質の調査については、県が隔年で調査を実施しています。調査結果については、鳥取県のホームページ上で公開されています。

3 水源上流域での農薬・肥料及び化学肥料等有害物質の使用規制・監視をはかること。また、農薬の空中散布は中止すること。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

平成27年改訂版の倉吉市農業基本計画に「環境保全型農業の確立」を掲げ、減化学肥料・減化学農薬の取組みを推進しています。なお、松くい虫対策での農薬の空中散布は、平成16年度から実施していません。

4 良質な水源確保をはかるため、水系別での水道水源保護条例を制定するとともに、その関係自治体間による協議会を設置し、水系別及び流域毎の総合的な保全対策をはかること。

【回答：水道局 Tel 26-1032】

水循環基本法が公布され、第11条において、法制上の措置等について政府がこの法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上の措置その他の措置を講じるよう定めてあり、また、水源の水質に影響があると認められる地域が広範囲であることから、市条例より、国及び県の法規制が妥当であると考えます。

関係自治体間では、現在国土交通省倉吉河川国道事務所が事務局となり、「天神川を軸とした上下流交流により、安全で潤いのある親しみやすい天神川をつくる」ことを目的として、「天神川流域会議」が設置され、天神川流域住民の皆様と天神川一斉清掃をする等の水環境の保全活動を展開しているところです。

また、県により「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に基づき平成25年に「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」が設置されたところです。

今後におきましても、「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」、「天神川流域会議」、「天神川水系水質汚濁防止協議会」に積極的に参加し、関係する自治体と連携し、良質な水源確保に努めるものです。

5 良質で豊富な水度水源を確保するため、水源涵養林の確保と保護育成をはかると共に、行政としての財政処置を行うこと。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

倉吉市の総面積27,215haのうち森林面積は18,436haで、総面積の約68%を占めています。そのうち、水源涵養林の機能を含む水土保持林面積は、13,735haで全森林面積の約75%です。これらの森林の保護育成を図るため、「美しい森林づくり基盤整備事業」、「森林病虫害等防除事業」、「森林整備担い手育成対策事業」、「間伐・造林事業」等各種事業を実施しており、今後も森林所有者意識向上、事業啓発に努めます。あわせて、国や県と連携し、耕畜連携等による循環型農業の構築を進めます。

6 下水道未整備地域での下水道・農業集落排水施設の普及・促進と合併処理浄化槽の設置・転換への指導・啓発を行うこと。また、設置者に対する財政補助及び補助の増額を行うこと。

さらに、水道水源に影響を及ぼさないよう、処理水の排水基準を強化し、その指導・監視の強化をはかるとともに、公的な水質検査体制を構築すること。

【回答：下水道課 Tel 22-8176】

平成26年度末での公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽を合わせた普及率は93.0%、水洗化率は84.0%となっています。下水道未整備地域の解消を進めるとともに、未接続者に対しては水洗便所改造資金貸付や接続啓発促進を図ってまいります。

また、人口散在地区においては合併処理浄化槽の設置を促進しており、「倉吉市浄化槽設置事業補助金交付要綱」に定めるところにより補助金を交付していますが、増額は考えていません。処理水の水質検査については、鳥取県流域下水道公社及び倉吉市で下水道法等により実施し、放流水の監視を行っておりますが、基準を強化することは考えていません。

7 環境を汚染し、人体に影響を及ぼす合成洗剤から安全で環境にやさしい石けん使用への普及促進をはかるとともに、その啓発活動を行うこと。また、公共施設での合成洗剤の使用を中止し、石けん使用へ切り換えること。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

石けん使用の普及促進、啓発活動については、合成洗剤がスーパー、コンビニ、ドラッグストア等で容易に安価で入手でき各家庭に浸透していることから、石けんの普及は現実的に困難であると思われます。

8 過剰な地下水の採取は、地下水位の低下を招き、地盤沈下や地下水の塩水化等の障害の原因となり、環境面への影響は計り知れない。よって、速やかに地下水の適正な管理を行うとともに、採取規制等の対応を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

地下水の採取に関しては、とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）により地下水の採取に関し必要な規制等が定められています。

9 「人口減少化」「施設の更新・耐震化」「技術継承・人材育成」は水道・下水道事業の共通課題であり、

公営事業としての持続性を確保するための施策を構築すること。

【回答：水道局 Tel 26-1032】

平成27年1月27日、公営企業会計の適用拡大に関する総務大臣通知があり、適用に要する費用への財政措置、適用に関するマニュアルが公表された。具体的には、簡易水道事業及び下水道事業の公営企業会計への移行であります。平成27年度から31年度までの期間での適用移行により、財政措置として移行に要する経費の公営企業債の充当（100%）ができ、その元利償還金の1/2について後年度普通交付税措置を講じるものであり、特別交付税措置が全体経費の1/4であった従前と比較しても、措置率で従前の倍となっていることから、後年検討するより、今回の機会に移行することは経営環境として、経営状況、資産等の正確な把握による経営管理の向上及び議会、住民へのよりの確な経営状況の開示と、弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能になることにより弾力的な経営ができるようになると思います。

経営環境の整備とあわせて、国が定める新水道ビジョンの基本理念にのっとり、水道事業者として自らの事業の現状と将来見通しを分析評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策とを示す水道事業ビジョンを策定する考えです。

具体的には、平成27年度から、施設の耐震診断と更新計画を、財政状況等を勘案して作成し、水の安全計画、耐震化計画等を盛り込んだ水道ビジョンを策定する考えです。

10 簡易水道事業の水道事業への統合を行う場合は、健全経営と安定供給のための措置を講ずること。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

簡易水道事業を水道事業に統合することがあれば、健全経営と安定供給に関し必要な措置等について、水道局と十分協議します。

11 水循環基本法の趣旨、制定の意義を十分理解し、この法律を実効性あるものにするために、引き続き積極的な取り組みを行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

水循環基本法の基本理念を踏まえ、循環する地表水や地下水が人の活動及び環境保全に果たす機能を失うことがないように適切に対処します。

12 公契約条例の制定を早期に行うこと。

【回答：管理計画課 Tel 22-8174】

公契約条例の制定については、他の自治体の条例制定に向けた取り組み状況等も参考にし、研究させていただきます。

公共工事等の発注にあたっては、賃金・労働時間等の労働条件を規定している労働基準法や労働関係法令の遵守をはじめ、労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等の加入、下請業者への指導などについて、共通仕様書及び現場説明書において明記し、請負業者に対する指導を行っております。今後も指導を徹底してまいりたいと考えます。